

長泉町森林整備変更計画書

計画期間

（ 自 令和 3年4月 1日
至 令和 13年3月31日 ）

（変更 令和4年3月 31 日）

静岡県
長泉町

はじめに

長泉町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本町内の森林を適切に整備していくことを目的として、本町における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして町長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める富土地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、富土地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和4年4月1日から効力を生じます。

<目 次>

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
第1 森林整備の現状と課題	… 1
第2 森林整備の基本方針	… 3
1 森林の機能と望ましい姿	
2 森林整備の基本的な考え方	
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4 その他必要な事項	
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	…10
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II 森林整備の方法に関する事項	…11
第1 伐採に関する事項	…11
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
第2 造林に関する事項	…14
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3 保育・間伐に関する事項	…18
1 保育の作業種別の標準的な方法	
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…19
1 作業路網の整備に関する事項	
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…20
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	…20
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7 その他森林整備に関する必要な事項	…21
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2 林業機械の導入の促進に関する事項	
3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	…21
第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	…21
1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	
2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	
第2 鳥獣による森林被害対策の方法	…21
第3 林野火災の予防の方法	…22
第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…23
第5 その他必要な事項	…23
1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
2 その他	
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	…24
第1 保健機能森林の区域	…24
第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	…24
第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	…24
1 森林保健施設の整備	
2 立木の期待平均樹高	
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	…25
第1 森林経営計画の作成に関する事項	…25
1 森林経営計画の記載内容に関する事項	
2 一体整備相当区域	
第2 生活環境の整備に関する事項	…25
第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	…25
第4 森林の総合利用の推進に関する事項	…25
第5 住民参加による森林の整備に関する事項	…25
第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…25
第7 その他必要な事項	…25
1 施業の制限を受けている森林に関する事項	
2 森林の保全に関して留意すべき事項	
3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4 公有林の整備に関する事項	
5 計画的な森林整備の推進と木質資源の有効活用	

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第 1 森林整備の現状と課題

本町は、静岡県東部の伊豆半島の基部に位置し、愛鷹山麓の豊かな自然と、町を南北に流れる黄瀬川や桃沢川など、多くの美しい自然に囲まれている。

町の北部地域では、山林あるいは農業地域が多くを占めているが、町中・南部地域では、隣接する沼津市や三島市とともに、県東部の拠点地域を担う市街地を形成している。

また、東名高速道路、新東名高速道路、JR 東海道新幹線（三島駅）といった広域交通幹線網の他、東駿河湾環状道路、国道 1 号線などの交通幹線網が配置され、交通の要衝の地を活かした企業誘致や県立静岡がんセンターを中心としたファルマバレープロジェクト、新東名長泉沼津 IC 周辺の“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組推進の中核的地域となるなど、新たな活力が創出されている。



町の総面積 2,663 ha のうち、森林面積は 1,054 ha（民有林 714 ha、国有林 340 ha）で、総面積の約 40% を占めている。このうち、本計画の対象森林面積は 669 ha であり、ヒノキを主体とした人工林面積が 456 ha（人工林率 68%）と大部分を占めている。

人工林の約 98% は 41 年生以上と、資源として成熟していて、積極的な利用が望まれているが、各地に分散しているため森林施業の共同化が行いにくい状況である。

しかしながら、カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化への対策が必要なことから、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、二酸化炭素の吸収等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まっており、森林の整備の推進が必要である。

森林の整備を適切に推進していくため、森林所有者と林業の担い手、町が連携して、人工林の間伐推進及び住宅地周辺の森林整備を実施しており、表 1-2-1 に本町の森林・林業の取り組みの方向と内容を示す。

表 1-2-1 町の森林・林業の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
公益的機能の発揮を目指した森林管理	水源涵養機能などの森林タイプに応じた保全・整備を行う。 特に町有林の公益的機能発揮を目指す。
計画的な森林整備の推進と木質資源の有効活用	人工林を健全な状態に維持するため、適切な時期及び方法により積極的に間伐・保育などを行うとともに、路網の整備を進め、木質資源の有効活用を図る。
県産材などの利用促進	「長泉町公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、木材や間伐材などを公共施設に率先して利用することにより、地元産木材の需要拡大に努める。
豊かな自然環境との共生	水と緑の杜公園では町民と協働して公園管理や体験活動、観光イベントなどを実施して意識啓発を図るほか、森林及び水辺とのふれあいの空間づくりとさまざまな体験活動を推進する。

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表1-2-4のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-5のとおり定める。

表1-2-4 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。	Ⅱの第3の1「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-2-5に示す。	
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-5に示す。	

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用する。

表 1-2-5 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
通常伐期	40	45	35	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	60	25	35
長伐期	80	90	70	100	30	50

※ 1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※ 2 標準伐期齢は、Ⅱの第 1 の表 2-1-3 を参照

(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-6のとおり定める。

表1-2-6 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 ・施業種は、「通常伐期」とする。 ・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。 	
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 ・施業種は、「通常伐期」とする。 	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 ・施業種は、「伐期の延長」とする。
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要の谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 ・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 ・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表1-2-7のとおり定める。

表1-2-7 区域設定の基本方針

区域		区域設定の基本方針	
木材等生産機能維持増進森林	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内全域 ・ 林木の生育が良好で、伐採適期を迎えている人工林。 ・ 地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林（路網等から200m以内、傾斜35度未満等） 	
	単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定 	
	特に効率的な施業が可能な森林	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を必要に応じて設定。
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桃沢川、谷津川、梅ノ木沢上流部の森林
		単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
	快適環境形成機能維持増進森林	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の快適な生活環境の保全を推進する。
		単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（林小班単位）で設定

(2) 地域の目指すべき森林の姿

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表1-2-8～10のとおり設定する。

表1-2-8 地域別の森林の区域

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
北部地域	○						通常伐期	林業地域であり、効率的な森林施業を推進する。	423.28
	○	○					伐期の延長	桃沢川、谷津川、梅ノ木沢上流部であり、水源涵養機能を発揮させる。	242.49
	○			○			長伐期	地域の快適な生活環境の保全を推進する。	2.43
南部地域	○						通常伐期	人工林において森林施業を行う。	0.4
	○			○			長伐期	地域の快適な生活環境の保全を推進する。	0.04

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表1-2-9 森林の区域（機能別）

区分	森林の所在	面積 (ha)
木材等生産機能 維持増進森林	1～16 林班	668.64
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	
水源涵養機能 維持増進森林	5、6 林班 14～16 林班	242.49
公益的機能別施業森林 快適環境形成機能 維持増進森林	1 林班い 6 1 林班に 32-1 2 林班ろ 2、3 2 林班に 7～9 2 林班た 15 2 林班れ 3 3 林班へ 4 10 林班に 55、56、167、168 11 林班ほ 45、47、48 13 林班ろ 53、74-2、79	2.47

※1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-2-10 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積 (ha)
通常伐期	1～4 林班 7～13 林班	423.68
伐期の延長	5、6 林班 14～16 林班	242.49
長伐期	1 林班い 6 1 林班に 32-1 2 林班い 2 2 林班ろ 2、3 2 林班に 7～9 2 林班た 15 2 林班れ 3 3 林班へ 4 10 林班に 55、56、167、168 11 林班ほ 45、47、48 13 林班ろ 53、74-2、79	2.47
合計		668.64

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

4 その他必要な事項

- (1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり
- (2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり
- (3) 竹林の取扱い
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成するとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

II 森林整備の方法に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2～4 号及び第 6～8 号並びに第 3 項第 1～3 号)

第 1 伐採に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 2-1-2 のとおり定める。

表 2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指 針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・ 林地の保全及び公益的機能を考慮し、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・ 伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・ 対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 <p>野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主伐時の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和 3 年 3 月 16 日付 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全等に努めるものとする。

育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・ 更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ・ 育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ 伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%（材積率）を上限とする。 イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

- ・ 育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・ 育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・ 天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齡

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、クヌギ、コナラ

- ※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたエリートツリーの苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。
- ※2 クロマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗力が認められたものが望ましい。
- ※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の産業振興課（森林・林業）と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表2-2-3に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、少花粉スギ等花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

表2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none">・ 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。・ 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。	—

更新	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として植栽とする。 ・植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として樹下植栽とする。 ・隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・植栽する本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。
----	--	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表2-2-5のとおり定める。

表2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ、ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシヤラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(4) 天然更新完了の確認

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」及び「同所在」を以下に示す。

なお、伐採計画の内容が、以下の「基準」または「所在」に該当する場合は、人工造林を原則とする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

以下、いずれかの場合に該当するとき

- ・5ha 超の皆伐を行う場合。
- ・表2-2-5に示す天然更新対象樹種の種子の供給の具体性及び稚樹の存在の有無、萌芽更新の確実性、鳥獣による稚樹の食害の恐れがある場合の獣害防止対策など、伐採後5年以内に天然更新が達成すると見込まれる具体的な計画が無い場合。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

- 第3 保育・間伐に関する事項**（法第10条の5第2項第4号）
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり
- 1 **保育の作業種別の標準的な方法**
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり
 - 2 **間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法**
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり
 - 3 **計画期間内に間伐を実施する必要がある森林**
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110m/ha以上	30～40m/ha以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85m/ha以上	23～34m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60m/ha以上	16～26m/ha以上
	架線系	20m/ha以上	
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	5～15m/ha以上

(2) 基幹路網に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(3) 細部路網に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討する。この制度により森林所有者から経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については民間事業者に経営管理実施権を設定して再委託をおこない、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を活用して本町が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 (法第10条の5第2項第7号)

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 林業機械の導入の促進に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

（法第10条の5第2項第9号及び第10号）

第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本町は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表3-1-1に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病虫害等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表3-1-1 松くい虫等被害対策方針

項 目	方 針
松くい虫被害対策	・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。 ・地域にとって特に重要な松に対し、樹幹注入等の対策を実施し、保全する。
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）を表3-1-2に定める。

表 3-1-2 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1~16 林班	668.64ha

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、表 3-2-2 に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本町が作成した「長泉町鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表 3-2-2

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。 植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。 捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器による誘引狙撃等とする。 鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、2 の防止の方法に準じるものとする。

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第5 その他必要な事項

1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 その他

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 立木の期待平均樹高

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
長泉区域	1～16 林班（全域）	668.64

第2 生活環境の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

これまでに、町内の森林整備の現状把握をし、町内の森林整備の優先度を大まかな地域で示す全体計画を立案した。

今後、更に小さな単位での森林整備の方向性を示した計画立案等を実施し、併せて、意向調査、現地調査も行っていき、森林経営管理制度の活用につなげていく。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施する。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(1) 保安林

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 保安林以外の森林

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

4 公有林の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

5 計画的な森林整備の推進と木質資源の有効活用

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり